

国立大学法人静岡大学学術院理学領域テニュアトラック審査委員会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人静岡大学テニュアトラック制に関する規則第7条第2項に基づき、国立大学法人静岡大学学術院理学領域テニュアトラック審査委員会（以下「審査委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審査事項)

第2条 審査委員会は次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) テニュアトラック教員の公募及び選考に関すること。
- (2) テニュアトラック教員の研究計画の達成状況に関すること。
- (3) テニュアトラック教員の中間評価及びテニュア審査に関すること。

2 審査委員会は、前項各号に規定する審査を行ったときは、速やかにその結果を領域長に報告するものとする。

(組織)

第3条 審査委員会は6人をもって組織する。なお、委員のうち半数は、学外を含む学術院理学領域の構成員以外の者とする。

2 応募者の中に審査委員会委員と利害関係のある者（現在及び過去の指導教員等をいう。）がいた場合には、当該委員は委員を辞退するものとする。

3 前項により委員が辞退した場合は、速やかに後任を決定するものとする。

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

(議事)

第5条 審査委員会の開催は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 審査委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(雇用手続等)

第6条 テニュアトラック教員の公募は国際公募とし、審査委員会の審査を経た後、領域会議の議に基づき領域長が行う。

2 テニュアトラック教員の雇用審査は、書類審査及び面接審査の2段階審査を行うものとし、静岡大学教員資格審査基準を準用する。

(研究計画の達成状況)

第7条 審査委員会は、原則として雇用後1年度目、2年度目及び4年度目に、研究計画書及び研究達成度評価シートにより、テニュアトラック教員の研究計画の達成状況の審査を行うものとする。

(中間評価及びテニュア審査)

第8条 テニュアトラック教員の中間評価及びテニュア審査は、別に定める国立大学法人静岡大学学術院理学領域テニュアトラック教員の中間評価及びテニュア審査の審査基準に基づき行うものとする。

(補則)

第9条 この細則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年8月3日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。